

日本鉄鋼協会昭和 49 年度臨時総会開催通知

会 員 各 位

日本鉄鋼協会会長 作 井 誠 太

本会昭和 49 年度臨時総会を下記の通り開催いたしますので何卒ご出席下されたくご案内申し上げます。

なお、総会にご出席なさらない会員各位は下記委任状に記名捺印のうえ送付下さるか、またはご意見を 10 月 31 日 (木)までに本会あてお申出下さい。これらの手続をとられない場合は総会の決議事項にご異議ないものとして取扱いをさせていただきますからご了承下さい。

記

日 時 昭和 49 年 11 月 3 日 (日) 9:40~
 会 場 近畿大学 21 号館 534 教室 (東大阪市小若江)
 議 案 定款中一部変更の件

定 款 中 一 部 変 更 案

- 第11条 正会員は、理事会の承認を経て入会するものまたは団体であつて、入会金 600 円および会費年額 5,400 円を納めるものとする。
 - 第12条 学生会員は、理事会の承認を経て入会する学生であつて、入会金 300 円および会費年額 2,700 円を納めるものとする。
 - 第13条 外国会員は、理事会の承認を経て入会する外国在住のものまたは団体であつて、入会金 600 円および会費年額 6,000 円を納めるものとする。
- 付則 この定款の変更は文部大臣の認可のあつた日から施行し昭和50年1月1日から適用する。

(参考現行定款)

- 第11条 正会員は、理事会の承認を経て入会するものまたは団体であつて、入会金 400 円および会費年額 4,000 円を納めるものとする。
- 第12条 学生会員は、理事会の承認を経て入会する学生であつて、入会金 200 円および会費年額 2,000 円を納めるものとする。
- 第13条 外国会員は、理事会の承認を経て入会する外国在住のものまたは団体であつて、入会金 450 円および会費年額 4,500 円を納めるものとする。

定 款 中 一 部 変 更 提 案 理 由

本協会は各種の事業を行なつており、本年度の一般会計収支予算は 3 億 2600 万円に達しております。このうち一般会員に最も関係の深い和文会誌の刊行だけに限りましても「鉄と鋼」発行のための経費 6558 万円に対し、個人会員 (正会員、学生会員、外国会員) からの会費収入は 3404 万円に過ぎません。広告収入予算 2300 万円の全部が和文会誌の発行からえられるものと仮定しましても、なおかなりの不足を生じ、個人会費収入のみでは和文会誌発行の直接費も賄ないえない状況であります。

この不足分は鉄鋼各社を中心とする維持会員各社に維持会費の増額を要請し、協会事業に対する理解に基づき承認により補填されているものであります。

明年以降は会誌発行費の一層の高騰が予想されますので、正会員、学生会員、外国会員各位にもある程度の負担増加をしていただくことは止むをえないものと考え、かねて検討を続けておりましたが、ここに上記のとおり、最小限度の会費年額および入会金の値上げを内容とする定款中一部変更を提案するものであります。

委 任 状

私は _____ を代理人と定め

つぎの事項を委任いたします

昭和 49 年 11 月 3 日開催の社団法人日本鉄鋼協会
 臨時総会に出席し議決権行使に係る一切の件

昭和 49 年 _____ 月 _____ 日

名誉会員・賛助会員
 維持会員・正会員
 (氏名)

㊦